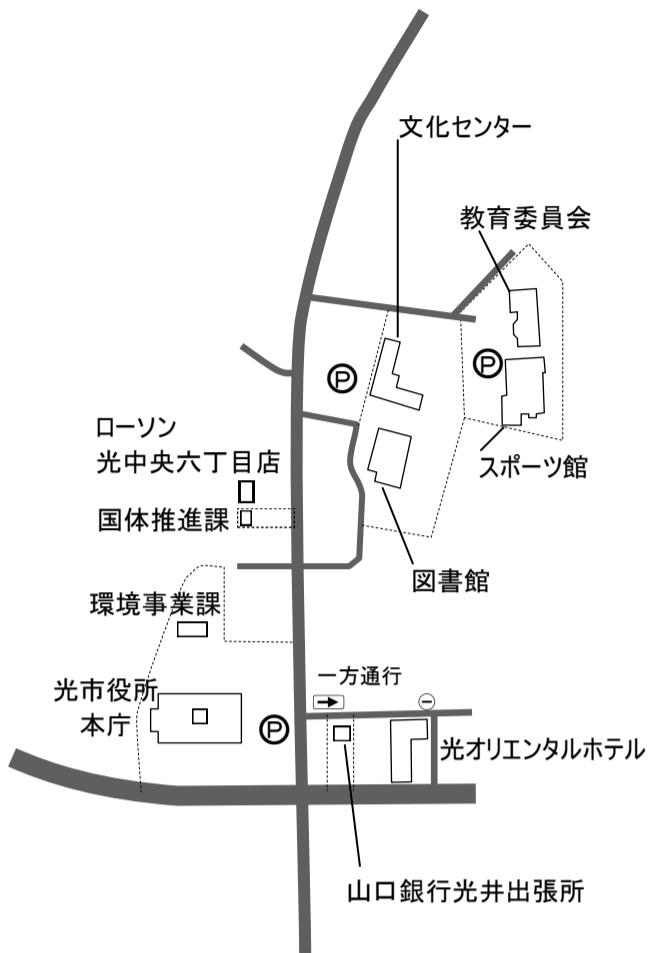


## 光市役所周辺図



## 位置図



## 光市行政手続きガイド

### 死亡したときの主な手続き

光市役所 本庁	〒743-8501	山口県光市中央6丁目1-1	☎0833-72-1400
総合福祉センター	〒743-0011	山口県光市光井2丁目2-1	☎0833-74-3000
教育委員会	〒743-0011	山口県光市光井9丁目18-3	☎0833-74-3600
大和支所	〒743-0193	山口県光市大字岩田2356-1	☎0820-48-2211
光市水道局	〒743-0063	山口県光市島田1丁目17-1	☎0833-71-0700

注: ⊕のあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所で手続きができます。

注: ①～④は本庁1階の窓口番号です。

#### 主な手続き:

##### 1ページ

- 住民票・印鑑登録
- 国民健康保険  
光市国民健康保険以外の健康保険の加入者は、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

- 後期高齢者医療  
75歳以上および65歳から74歳の一定程度の障害のある被保険者が対象です。

##### 2ページ

- 国民年金  
厚生年金または共済年金加入者は、勤務先、年金事務所、共済組合などにお問合せください。

- 介護保険
- 福祉

##### 3ページ

- 福祉
- 税金
- 水道・下水道
- その他

#### 手続き項目

#### 持ち物や注意事項

#### 手続き場所・問合せ

**1 死亡届** ⊕  
死亡した日から7日以内にお手続きください。

- 死亡届
- 届出人の印鑑(朱肉使用)  
\* 死亡者または申請者が、周南市・下松市・光市の市民の場合、火葬場の使用料は無料です。(式場や安置室を使用する場合は有料で、死亡届の届出の際に現金が必要になります。)  
\* 死亡届の手続き後、『死体(死産児)火葬許可書』を交付しますので、斎場で提示してください。

本庁1階 ①  
市民課 戸籍住民係  
☎0833-72-1400 内線272  
大和支所 住民福祉課  
☎0820-48-5320  
\* 土日祝日・夜間は1階当直室  
(「斎場の連絡先」)  
御屋敷山斎場  
下松市大字西豊井154番地の2  
☎0833-41-3842

**2 印鑑登録証の返納** ⊕

- ひかり市民カード兼印鑑登録証

本庁1階 ①  
市民課 戸籍住民係  
☎0833-72-1400 内線272  
大和支所 住民福祉課  
☎0820-48-5320

**3 国民健康保険** ⊕  
・保険証の切替、返還  
・葬祭費の申請  
死亡した日から14日以内にお手続きください。

- 印鑑(朱肉使用)
- 保険証(国民健康保険被保険者証)
- 申請者名義の通帳  
▲高齢受給者証(70歳から74歳までの方)※交付されている方  
▲限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病受療証  
※交付されている方  
※出張所で手続きをされた場合は、後日、保険証(国民健康保険被保険者証)をご自宅に郵送します。

本庁1階 ②  
市民課 保険年金係  
☎0833-72-1400 内線291・292・295  
大和支所 住民福祉課  
☎0820-48-5320

**4 後期高齢者医療制度** ⊕  
・保険証の返還  
・葬祭費の申請  
死亡した日から14日以内にお手続きください。

- 葬儀を行った方の印鑑(朱肉使用)
- 保険証(後期高齢者医療被保険者証)
- 申請者名義の通帳
- 葬祭を行ったことが証明できるもの  
(会葬礼状や喪主の氏名が記載された葬祭の領収書など)  
▲限度額適用・標準負担額減額認定証/特定疾病療養受療証  
※交付されている方

本庁1階 ③  
市民課 高齢者医療係  
☎0833-72-1400 内線294・296  
大和支所 住民福祉課  
☎0820-48-5320

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
5 国民年金 ・遺族基礎年金裁定請求 ・寡婦年金裁定請求 ・死亡一時金 ・未支給年金請求 など	* 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295 ※未支給年金請求のみ大和支所で手続きができます。
6 高齢者サービスの廃止 ・緊急通報装置利用取消	* 電話でお問合せください。	あいぱーく光 社会福祉課 高齢福祉係 ☎0833-74-3001
7 介護保険被保険者証／介護保険各認定証等の返還	●保険証(介護保険被保険者証) ▲各認定証 ※認定を受けている方 ( 介護保険負担限度額認定証/ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証/ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証/ 介護保険特定負担限度額認定証など )	あいぱーく光 介護保険課 介護保険係 ☎0833-74-3003 ※認定証がない方(保険証のみをお持ちの方)は、大和支所でも保険証を返還できます。
8 身体障害者手帳等の返還 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス等の各受給者証	* 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 社会福祉課 障害福祉係 ☎0833-74-3001 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
9 子ども手当の手続き	* お子様や、手当の支給を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
10 乳幼児医療費助成制度／ひとり親家庭医療費助成制度／子ども医療費助成制度	* お子様や、制度の助成を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005
11 児童扶養手当の手続き	* お子様や、手当の支給を受けている保護者が亡くなった場合に、手続きが必要になります。 * 持ち物は手続きによって変わりますので、手続き前にお問合せください。	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
12 新母子家庭見舞金支給制度 ※新たに母子家庭となられたご家庭のうち、中学生までのお子様がいる場合、見舞金が支給されます。	●印鑑(朱肉使用) ●世帯全員の住民票及び除票 ●申請者(お母様)名義の通帳	あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005
13 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレートの返納または名義変更の手続き	●印鑑 ●車台番号がわかるもの(「標識交付証明書」、「自賠責保険証」など) ▲ナンバープレート ※返納する場合のみ必要 ※名義のみ変更する場合は、ナンバープレートを持参する必要はありません。	本庁1階 ⑤ 税務課 市民税係 ☎0833-72-1400 内線255・256 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
14 納税義務者変更届／未登記家屋の所有者変更届	* 死亡した年の翌年の1月1日までに相続登記が完了しない場合は「納税義務者変更届」、亡くなられた方が所有する未登記家屋がある場合は「所有者変更届」が必要になります。 ●印鑑	本庁1階 ⑥ 税務課 資産税係 ☎0833-72-1400 内線251・252 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
15 犬の飼い主の変更	●印鑑 ●犬の登録鑑札	本庁1階 ⑩ 環境政策課 環境保全係 ☎0833-72-1400 内線283・284 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320
16 水道・下水道の使用者変更 ※水道(井戸水併用を含む)の使用者を変更(中止)される方	* 電話でご連絡ください。 ※下水道を使用されている方については、水道局への電話連絡により、水道と下水道の使用者変更(中止)の手続きが完了します。	水道局 業務課料金係 ☎0833-71-0705
17 下水道使用廃止(異動)届 ※水道を使用していない方のうち、下水道の使用を中止される方	●印鑑 * 世帯員の人数により料金が決まるため、世帯員の一部がお亡くなりになられた場合など世帯の人数に増減があるときにも、手続きが必要になります。	本庁1階 ⑪ 下水道課 業務係 ☎0833-72-1400 内線382・383

【記号の説明】 ●:持ち物のうち必ず必要なもの ▲:該当する場合のみ、必要となるもの

(参考)市役所以外の主な手続き お手許の領収証などで窓口等を確認し、手続き方法は各窓口にお問合せください。

電気	中国電力	電話	加入している電話会社
インターネット	契約している業者	新聞	契約している新聞店
都市ガス	山口合同ガス	携帯電話	加入している電話会社
プロパンガス	契約しているプロパンガス会社	郵便物の転送	最寄りの郵便局
ケーブルテレビ	契約している業者	運転免許証	最寄りの警察署
NHK	NHK		

《お問合せ・ご意見窓口》

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。  
また、本ガイドに関するご意見等については、本庁2階の行政改革推進室(☎0833-72-1400内線228)までお寄せください。